

4月から

# 介護予防・日常生活支援総合事業 「新しい総合事業」が始まります

「住み慣れた西条市でいつまでも自分らしい暮らしを」

介護保険制度の改正により、高齢者の介護予防と日常生活の自立支援を目的とした「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」が創設されました。当市では4月1日から、現在の要支援1・要支援2の方が利用する介護予防サービスのうち、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）が、市の実施する「新しい総合事業」に移行します。



## 「新しい総合事業」とは

高齢者の介護予防と、自立した日常生活の支援を目的とした事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つからなります。これにより、地域のニーズや実情に応じた多様なサービスを提供していくことが可能になります。

## 「新しい総合事業」のポイント

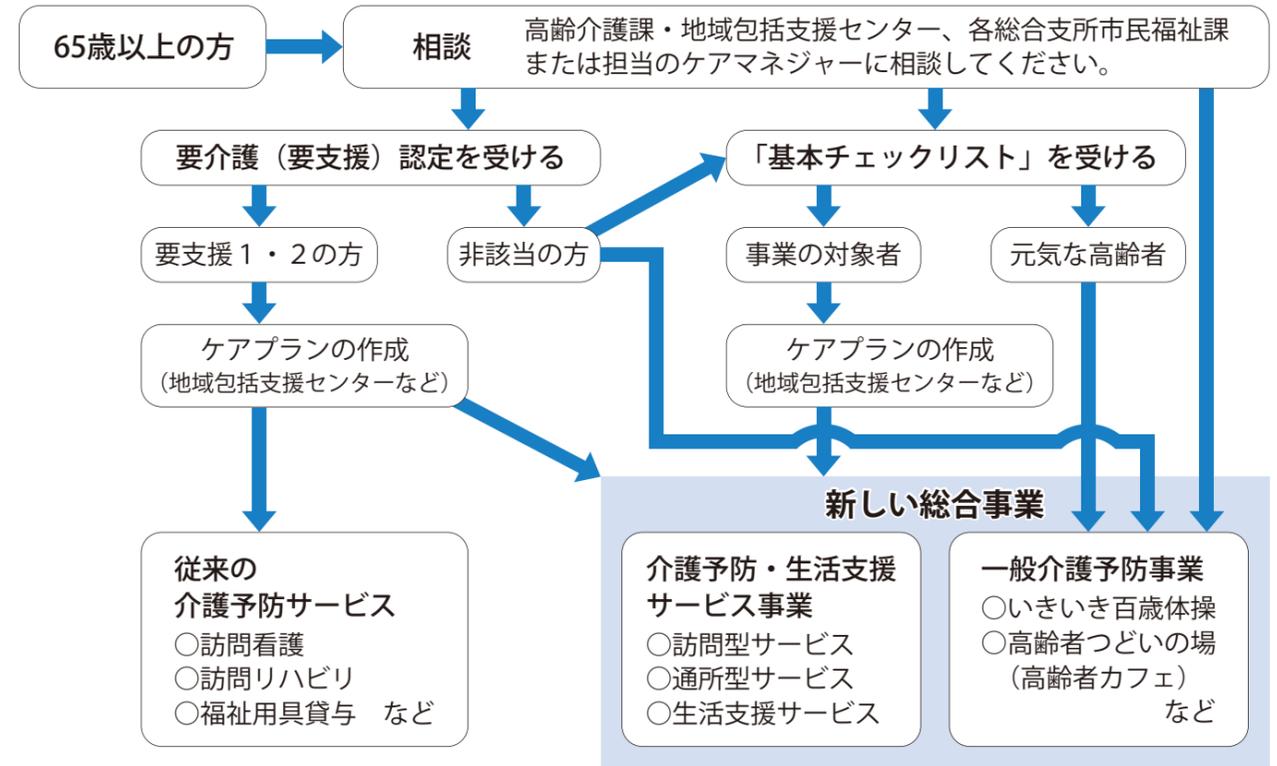
○これまでの介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプ）と介護予防通所介護（デイサービス）

は、「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。

○要支援1・2の認定を受けている方は、「介護予防・生活支援サービス事業」のほか、訪問看護・福祉用具貸与などの介護予防サービスも利用できます。

○要支援認定を受けていなくても、「基本チェックリスト」による確認で生活機能の低下がみられた方は、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。サービス利用が開始された後でも、必要な時にはいつでも要介護（要支援）認定の申請ができます。

## 「新しい総合事業」サービス利用の流れ



※基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。運動機能・栄養状態・閉じこもり・うつなど、生活の上で何か不安があれば、ご相談ください。

## 一般介護予防事業

対象：65歳以上の全ての方

筋力向上、閉じこもり防止、認知症予防などを目的とした介護予防教室を開催しています。

### いきいき百歳体操教室

筋力アップや口腔機能の向上のほか、認知症の予防などを目的とした体操を行っている教室です。公民館や保健センターなどで開催しています。体力は何歳からでもつけることができます。一緒に体操を始めませんか。



みんなできいきと楽しく体操を行っています。

### 高齢者つどいの場（高齢者カフェ）

高齢者の方が、地域や近隣の方と自由にふれあえる場所です。体操や手芸、脳トレやゲームなどのレクリエーションを行っているほか、相談にも応じます。公民館で開催していますので、気軽にお立ち寄りください。



手先を使い、ゲーム感覚で脳トレなどを行っています。

## 要支援1・2の認定を受けている方へ

- すでに認定を受けている方は、認定期間の終了まで現在のサービスをこれまで通り利用できます。
- 認定期間終了時に、介護予防サービスの訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護・福祉用具貸与など）を利用していた方は、これまで通りの介護保険の要介護（要支援）認定を受けてのサービス利用となります。ケアマネジメントに基づき総合事業と組み合わせ利用できます。

## 利用するにはどうすればよいの？

- 次の相談窓口にご連絡・ご相談ください。
- 相談窓口
- 市庁舎本館1階 高齢介護課内  
地域包括支援センター Tel.0897-52-1412
  - 東予総合支所 市民福祉課  
Tel.0898-64-2700
  - 丹原総合支所 市民福祉課  
Tel.0898-68-7300
  - 小松総合支所 市民福祉課  
Tel.0898-72-2111

## これまでとどのように変わるの？

3月まで	4月から
介護サービス 【要介護1～5】	介護サービス 【要介護1～5】
介護予防サービス 【要支援1・2】	介護予防サービス 【要支援1・2または事業の対象者】
○訪問看護 ○訪問リハビリ ○福祉用具貸与など	○訪問看護 ○訪問リハビリ ○福祉用具貸与など
○訪問介護（ホームヘルプ） ○通所介護（デイサービス）	○訪問型サービス（ホームヘルプ） ○通所型サービス（デイサービス） ○生活支援サービス（配食サービス）

※サービス内容は変更ありません。